

使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料  
条例

(趣旨)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定により、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「法」という。）に基づく事務に関する手数料は、この条例の定めるところにより徴収する。

(手数料を徴収する事務等)

第二条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、額及び徴収時期は、別表に定めるところによる。

(手数料の減免)

第三条 手数料は、知事において特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。  
(手数料の不還付)

第四条 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、別表一の項から四の項までの規定は、平成十七年一月一日から施行する。

別表（第二条関係）

事務	名称	額	徴収時期
一 法第四十二条第一項の規定に基づ	引取業者登録申請手数料	六千円	登録申請のとき。

<p>く引取業者の登録 の申請に対する審 査</p>	<p>二 法第四十二条第 二項の規定に基づ く引取業者の登録 の更新の申請に対 する審査</p>	<p>三 法第五十三条第 一項の規定に基づ くフロン類回収業 者の登録の申請に 対する審査</p>	<p>四 法第五十三条第 二項の規定に基づ くフロン類回収業</p>
<p>料</p>	<p>引取業者登 録更新申請 手数料</p>	<p>フロン類回 収業者登録 申請手数料</p>	<p>フロン類回 収業者登録 更新申請手</p>
	<p>四千二 百円</p>	<p>六千百 円</p>	<p>四千二 百円</p>
	<p>更新申請の とき。</p>	<p>登録申請の とき。</p>	<p>更新申請の とき。</p>

八 法第六十七條第	申請に對する審査 く破砕業の許可の 一項の規定に基づく	七 法第六十七條第 一項の規定に基づく 審査 新の申請に對する 解体業の許可の更 項の規定に基づく	六 法第六十條第二 項の規定に基づく 解体業の許可の更 新の申請に對する 審査	五 法第六十條第一 項の規定に基づく 解体業の許可の申 請に對する審査	者の登録の更新の 申請に對する審査
破砕業許可	申請手数料	破砕業許可 申請手数料	解体業許可 更新申請手 数料	解体業許可 申請手数料	数料
七万七	千円	八万四	七万円	七万八 千円	
更新申請の	とき。	許可申請の	とき。	許可申請の とき。	

<p>九 項の規定に基づく 破砕業の事業の範 囲の変更の許可の 申請に対する審査</p>	<p>二項の規定に基づ く破砕業の許可の 更新の申請に対す る審査</p>
<p>破砕業変更 許可申請手 数料</p>	<p>更新申請手 数料</p>
<p>七万五 千円</p>	<p>千円</p>
<p>許可申請の とき。</p>	<p>とき。</p>